

選挙公営（公費負担）の手引

（自動車、ビラ及びポスター）

（令和4年11月作成）

南知多町選挙管理委員会

はじめに

南知多町長選挙及び南知多町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担（公営）とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この手引は、令和4年12月執行の南知多町長選挙以降の選挙において公費負担の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

なお、この手引では法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

(凡 例)

- 法 : 公職選挙法
- 町長 : 南知多町長
- 町議会 : 南知多町議会
- 町選管 : 南知多町選挙管理委員会

— 目 次 —

1 選挙公営の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 選挙運動用自動車の使用の公費負担	・ ・ ・ ・ ・ 4
3 選挙運動用ビラの作成の公費負担	・ ・ ・ ・ ・ 8
4 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	・ ・ ・ ・ ・ 11
各種様式（記載例）	・ ・ ・ ・ ・ 13
1 選挙運動用自動車関係	・ ・ ・ 14～28
2 選挙運動用ビラ関係	・ ・ ・ 29～35
3 選挙運動用ポスター関係	・ ・ ・ 36～42
選挙公営制度Q&A	・ ・ ・ ・ ・ 43

1 選挙公営の概要

国や地方公共団体が、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的として候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、以下の3つのものについて、無料で使用又は作成することができます。

- ・ 選挙運動用自動車の使用
- ・ 選挙運動用ビラの作成
- ・ 選挙運動用ポスターの作成

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと

公費負担の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

(2) 公費負担の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担には限度額が定められており、この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

また、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ※ (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	1日 64,500円×5日 =322,500円	1の契約と2の契約は選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）		1日 16,100円×5日 =80,500円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円×5日 =38,500円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日について1人に限る）		1日 12,500円×5日 =62,500円
選挙運動用ビラの作成		選挙運動用ビラの作成単価に作成枚数を乗じた金額（2種類以内）	町長	7円73銭×5,000枚 =38,650円	
			町議会	7円73銭×1,600枚 =12,368円	
選挙運動用ポスターの作成		選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額	別掲のとおり		

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

【別掲】 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成単価に作成枚数を乗じた金額が公費負担の対象となります。ただし、あくまでも作成枚数が限度枚数の範囲内かつ作成単価が限度単価の範囲内であることが前提となります。

作成単価の限度額	枚数の上限	公費負担額
$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{揭示場数 } 75 \text{ 箇所} + 51,000 \text{ 円}}{\text{揭示場数 } 75 \text{ 箇所}}$ $= 1,222 \text{ 円} \dots \text{①}$ <p style="text-align: center;">(円未満切上げ)</p>	<p style="text-align: center;">ポスター揭示場数</p> $= 75 \text{ 枚} \dots \text{②}$	<p style="text-align: center;">(作成単価と①の少ない方の額)</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p style="text-align: center;">(作成枚数と②の少ない方の枚数)</p> <p style="text-align: center;">【公費負担限度額】</p> $1,222 \text{ 円} \times 75 \text{ 箇所}$ $= 91,650 \text{ 円}$

【例1】 選挙運動用ポスター100枚の作成を20万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、200,000円÷100枚=2,000円になります。この場合は、作成単価が限度額を超え、作成枚数も上限を超えているため、1,222円×75枚=91,650円が公費負担の対象となります。この額を超える分108,350円は候補者の負担になります。

【例2】 選挙運動用ポスター100枚の作成を10万円で契約した場合

1枚当たりの作成単価は、100,000円÷100枚=1,000円になります。この場合は、作成単価は限度額以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、1,000円×75枚=75,000円が公費負担の対象となります。残りの25枚分25,000円は候補者の負担になります。

(3) 必ず所定の手続をしなければならないこと

公費負担が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払には一定の書類が必要ですので、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載してください。

種別		提出期日等	提出先
1 各種契約 届出書	立候補の届出前の契約	立候補届出後直ちに	候補者⇒町選管
	立候補の届出後の契約	契約締結後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者⇒町選管
3 各種確認書（燃料・ビラ・ポスター）		上記2の申請後直ちに	町選管⇒候補者
4 上記3の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本交付			候補者⇒業者等
5 各種使用 (作成)証明書	使用証明書（自動車・燃料・ 運転手）	契約履行後直ちに （選挙期日又は前日）	候補者⇒業者等
	作成証明書（ビラ・ポスター）	納品後直ちに	
6 請求書		選挙期日後速やかに	業者等⇒町長

(4) 候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象になりません。供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。

町長選挙： 供託物没収点＝有効投票の総数×1／10

町議会議員選挙： 供託物没収点＝有効投票の総数／議員定数×1／10

※ 有効投票の総数とは、各候補者の得票数をすべて加えた数です。

【参考】これを平成30年12月23日執行の町長選挙、平成29年6月25日執行の町議会議員選挙（令和3年町議会議員選挙は無投票）についてみると次のようになります。

区分	定数	有効投票の総数	供託物没収点
町長選挙	1人	7,210票	721.00票
町議会議員選挙	12人	10,968票	91.40票

(5) 無投票となった場合の取扱い

ア 選挙運動用自動車の使用については、ハイヤー方式、レンタル方式による自動車の借入れ及び運転手の雇用は、告示日1日分の金額が、燃料の供給は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象になります。

イ 選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象になります。

※ ただし、ア及びイともに告示日までに契約が締結されたものに限ります。

(6) 収支報告と選挙公営

公費負担となった選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用（ハイヤー代、レンタル代（自動車借入れ代・燃料代・運転手の報酬））は選挙運動費用とはみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません（法 197②）。

(7) 契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調整し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

2 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、(1) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手のすべてを含む契約）と(2) レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。また、いずれの契約についても公費負担の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみです。無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません（法 197②）。

(1) ハイヤー方式

ア どのようなものが公費負担となるか

一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用する場合は、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

イ どのような手続をしなければならないか

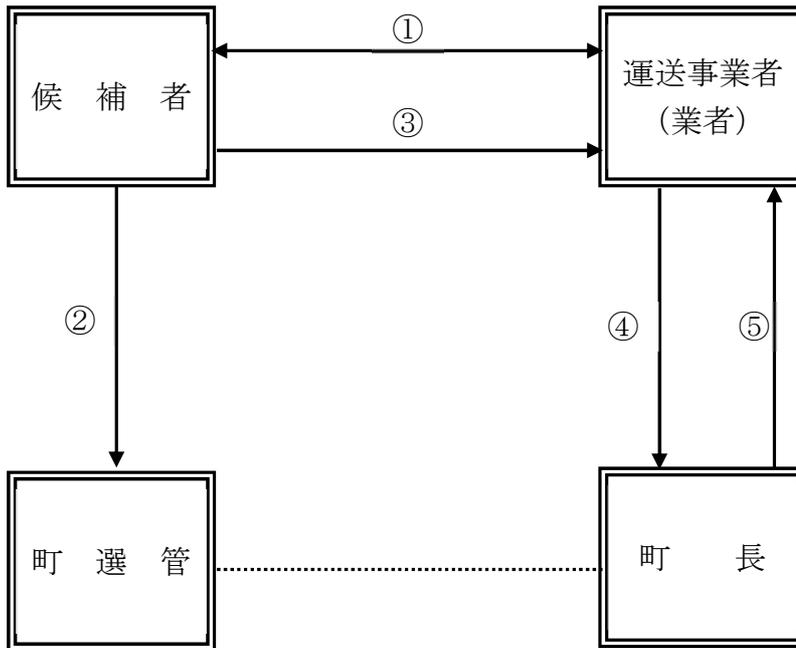
- (ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車使用契約届出書**（18 ページ）に**契約書の写し**（14 ページ）を添えて町選管に届け出なければなりません。
- (イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**（21 ページ）を運送事業者に提出しなければなりません。
- (ロ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**選挙運動用自動車使用請求書**（24 ページ）に**請求内訳書**（25 ページ）と**選挙運動用自動車使用証明書（自動車）**

を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することはできません。

(エ) 町長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（ハイヤー方式）



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候補者から町選管へ	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から業者へ	使用証明書
④	公費負担とされる経費の請求	業者から町長へ	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町長から業者へ	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

※2 町長に対してする④の請求は、町選管にて受け付けます。

(2) レンタル方式

ア どのようなものが公費負担となるか

前記(1)アでいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、

公費負担となりません。また、車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

(ア) 選挙運動用自動車の借入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借入契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、1日に2台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

(イ) 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円を乗じて得た額（告示日に届けた場合、5日×7,700円＝38,500円）の範囲内で燃料代が公費負担となります。

(ロ) 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

イ どのような手続きをしなければならないか

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**（18ページ）に**契約書の写し**（15ページから17ページまで）を添えて町選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**（19ページ）を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公費負担の適用される金額までの**選挙運動用自動車燃料代確認書**（20ページ）を交付します。

なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し保管してください。

(ロ) 候補者は、町選管から**選挙運動用自動車燃料代確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

(エ) 候補者は、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書**（21ページから23ページまで）を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに作成し各業者等に提出しなければなりません。

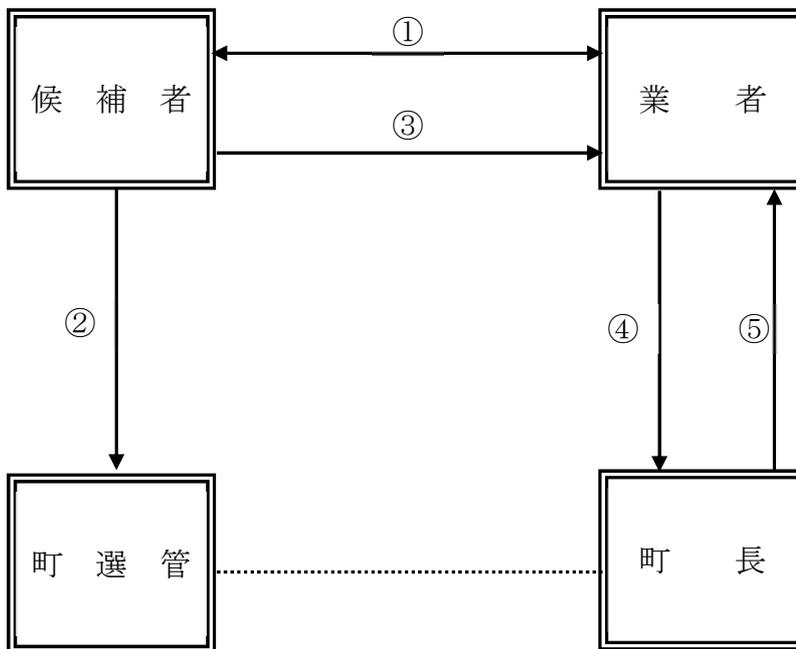
(オ) 各契約事業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**選挙運動用自動車の使用請求書**（24ペ

ージ) に請求内訳書 (26 ページから 28 ページまで) と選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求には選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しが必要。) を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

(カ) 町長は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ (レンタル方式 その1)
(自動車借入代及び運転手の報酬)

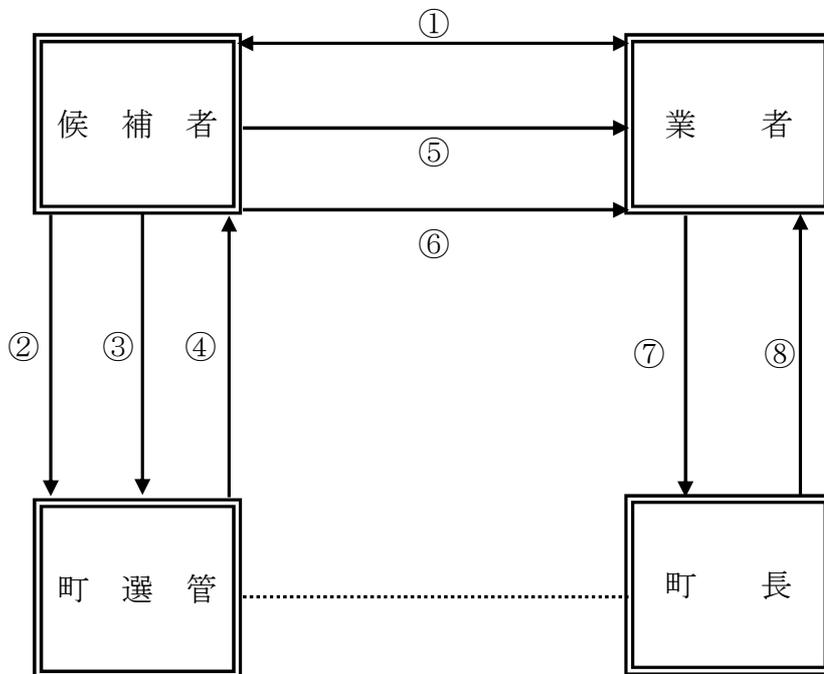


順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候補者から町選管へ	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者から業者へ	使用証明書
④	公費負担とされる経費の請求	業者等から町長へ	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	町長から業者へ	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

※2 町長に対してする④の請求は、町選管にて受け付けます。

選挙運動用自動車の使用の公費負担の流れ（レンタル方式 その2）
（ 燃 料 代 ）



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候補者から町選管へ	契約届出書、契約書の写し
③	燃料代の確認申請	候補者から町選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	町選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	確認書
⑥	使用証明書の提出		使用証明書、給油伝票の写し
⑦	公費負担とされる経費の請求	業者から町長へ	請求書、請求内訳書、使用証明書、確認書、給油伝票の写し
⑧	経費の支払	町長から業者へ	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※2 町長に対してする⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(1) どのようなものが公費負担となるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ビラ 1 枚当たりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額
作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

1 枚当たり 7 円 73 銭

イ 作成枚数の限度

町選管に届け出た 2 種類以内のビラで、各選挙における限度枚数は次のとおりです。

(ア) 町長選挙

合計 5,000 枚まで

(イ) 町議会議員選挙

合計 1,600 枚まで

ウ 公費負担の限度額

前記ア、イにより、各選挙における公費負担の限度額は次のとおりです。

(ア) 町長選挙

7 円 73 銭×5,000 枚＝38,650 円

(イ) 町議会議員選挙

7 円 73 銭×1,600 枚＝12,368 円

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのような手続きをしなければならないか

ア 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**ビラ作成契約届出書**（30 ページ）に**契約書の写し**（29 ページ）を添えて町選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**ビラ作成枚数確認申請書**（31 ページ）を町選管に提出しなければなりません。

町選管は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの**ビラ作成枚数確認書**（32 ページ）を交付します。

ウ 候補者は、町選管から**ビラ作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

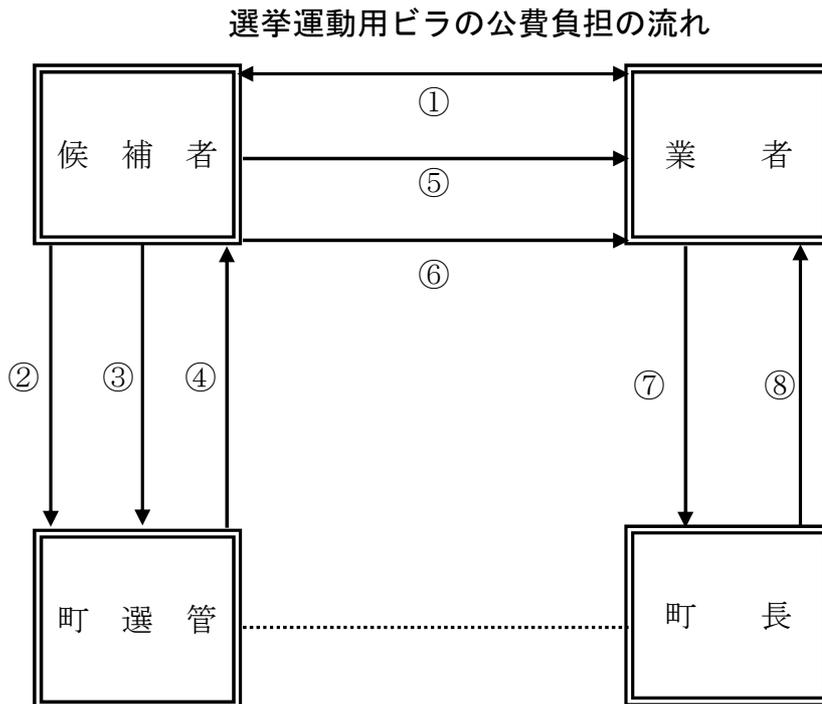
エ 候補者は、ビラを作成したときは、**ビラ作成証明書**（33 ページ）をビラ作成業者に提出しなければなりません。

オ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**ビラ作成請求書**（34 ページ）に**請求内訳書**（35 ページ）、**ビラ作成証明書**、**ビラ作成枚数確認書**及び作成した**ビラの見本 1**

枚（２種類の場合は各１枚）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

カ 町長は、ビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候補者から町選管へ	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者から町選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	町選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出		作成証明書
⑦	公費負担とされる経費の請求	業者から町長へ	請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書、ビラ見本
⑧	経費の支払	町長から業者へ	

※ 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※ 2 町長に対してする⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(1) どのようなものが公費負担となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

ポスター1枚当たりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）＝公費負担額

作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア 作成単価の限度

541円31銭にポスター掲示場数を乗じて得た金額に51,000円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようになります。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 51,000 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{作成単価の限度} = 1,222 \text{ 円}$$

イ 作成枚数の限度

ポスター掲示場数 75枚

ウ 公費負担の限度額

前記ア、イにより、公費負担の限度額は次のとおりです。

$$1,222 \text{ 円} \times 75 \text{ 枚} = 91,650 \text{ 円}$$

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

(2) どのような手続をしなければならないか

ア 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**ポスター作成契約届出書**（37ページ）に**契約書の写し**（36ページ）を添えて町選管に届け出なければなりません。

イ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**ポスター作成枚数確認申請書**（38ページ）を町選管に提出しなければなりません。

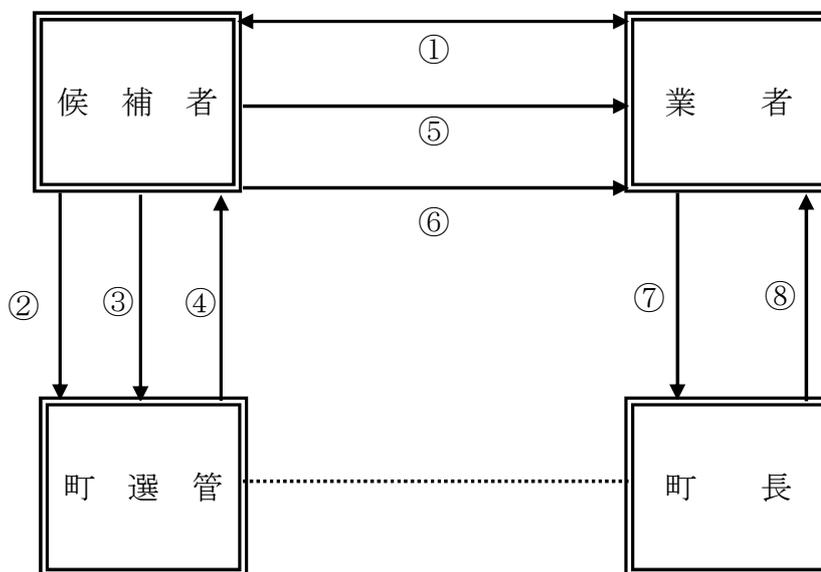
町選管は、この申請に基づき公費負担の適用される枚数までの**ポスター作成枚数確認書**（39ページ）を交付します。

ウ 候補者は、町選管から**ポスター作成枚数確認書**の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

- エ 候補者は、ポスターを作成したときは、**ポスター作成証明書**（40 ページ）をポスター作成業者に提出しなければなりません。
- オ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、**ポスター作成請求書**（41 ページ）に**請求内訳書**（42 ページ）、**ポスター作成証明書**、**ポスター作成枚数確認書**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
- カ 町長は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にすると次のようになります。

選挙運動用ポスターの公費負担の流れ



順序	事項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者と業者	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候補者から町選管へ	契約届出書、契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	候補者から町選管へ	確認申請書
④	確認書の交付	町選管から候補者へ	
⑤	確認書の提出	候補者から業者へ	確認書
⑥	作成証明書の提出		作成証明書
⑦	公費負担とされる経費の請求	業者から町長へ	請求書、請求内訳書、作成証明書、確認書
⑧	経費の支払	町長から業者へ	

※1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

※2 町長に対してする⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

各種様式（記載例）

1 選挙運動用自動車関係

(1) 選挙運動用自動車使用契約書	(ハイヤー方式)	……14
(2) 選挙運動用自動車賃貸借契約書	(レンタル方式)	……15
(3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書	(レンタル方式)	……16
(4) 選挙運動用自動車運転手雇用契約書	(レンタル方式)	……17
(5) 選挙運動用自動車使用契約届出書	(ハイヤー・レンタル共通)	……18
(6) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	(レンタル方式)	……19
(7) 選挙運動用自動車燃料代確認書	(レンタル方式)	……20
(8) 選挙運動用自動車使用証明書	(自動車)	……21
(9) 選挙運動用自動車使用証明書	(燃料)	……22
(10) 選挙運動用自動車使用証明書	(運転手)	……23
(11) 選挙運動用自動車使用請求書	(自動車・燃料・運転手共通)	……24
(12) 請求内訳書	(ハイヤー方式)	……25
(13) 請求内訳書	(レンタル方式)	…26～28

2 選挙運動用ビラ関係

(1) 選挙運動用ビラ作成契約書	……29
(2) 選挙運動用ビラ作成契約届出書	……30
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	……31
(4) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	……32
(5) 選挙運動用ビラ作成証明書	……33
(6) 選挙運動用ビラ作成請求書	……34
(7) 選挙運動用ビラ作成請求内訳書	……35

3 選挙運動用ポスター関係

(1) 選挙運動用ポスター作成契約書	……36
(2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書	……37
(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	……38
(4) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	……39
(5) 選挙運動用ポスター作成証明書	……40
(6) 選挙運動用ポスター作成請求書	……41
(7) 選挙運動用ポスター作成請求内訳書	……42

【（写し）候補者→町選管】

（ハイヤー方式）



選挙運動用自動車使用契約書

南知多町選挙候補者 **戸籍名を記載**（以下「甲」という。）と **業者名**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

立候補届出の日から
選挙期日の前日まで
=選挙運動期間を記載

2 使用車種及び登録番号

車名など **車両のナンバー**（例：名古屋〇〇 あ 12-34）

3 契約期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 契約金額

金 [] 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳 1日につき [] 円（税込）× [] 日間）

5 請求及び支払

64,500円（税込）が公費負担限度額

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南知多町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南知多町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 （契約は告示前でも可能）

甲 候補者

住 所

候補者届と一致

氏 名

戸籍名を記載 (印)

乙 住 所

所在地

名 称

法人の名称 (個人の場合は個人名)

代表者

代表者氏名 (印)

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

【（写し）候補者→町選管】

（レンタル方式）

選挙運動用自動車賃貸借契約書

南知多町選挙候補者 **戸籍名を記載**（以下「甲」という。）と **業者名**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車名など **車両のナンバー（例：名古屋〇〇 あ 12-34）**

立候補届出の日から
選挙期日の前日まで
=選挙運動期間を記載

3 契約期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 契約金額

金 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

5 使用上の義務等

16,100円（税込）が公費負担限度額

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南知多町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南知多町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 （契約は告示前でも可能）

甲 候補者

住 所

候補者届と一致

氏 名

戸籍名を記載



乙 住 所

所在地

法人印（個人の場合は除く。）

名 称

法人の名称（個人の場合は個人名）

代表者

代表者氏名



代表者印（個人の場合は個人印）

【（写し）候補者→町選管】

（レンタル方式）

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

南知多町選挙候補者 **戸籍名を記載**（以下「甲」という。）と **運転手個人名**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

- 1 業務内容
公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 運転する車の車種及び登録番号
車名など **車両のナンバー**（例：名古屋〇〇 あ 12-34）
- 4 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳 1日につき 円 × 日間）

立候補届出の日から
選挙期日の前日まで
= 選挙運動期間を記載

- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南知多町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南知多町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

12,500円（税込）が公費負担限度額

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法其他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 （契約は告示前でも可能）

甲 候補者
住 所 **候補者届と一致**
氏 名 **戸籍名を記載** (印)

乙 運転手
住 所 **運転手の住所**
氏 名 **個人名** (印)

【候補者→町選管】

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

届出日（契約日ではない）

年 月 日

告示日以降の日付

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行

選挙

候補者

候補者届と一致（戸籍名）

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日	(契約書と一致) 電話		円	
	契約書の日付と一致			

契約書の期間と一致

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式）

（選挙運動期間内）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年 月 日	(契約書と一致) 電話		円	
燃料代			名古屋〇〇 あ 12-34		単価
運転手の雇用					

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

各契約の総額（一日当たりの額ではない）

【候補者→町選管】 ※燃料供給業者ごとに作成すること

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

届出日（契約日ではない）

告示日以降の日付

年 月 日

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行

選挙

候補者

候補者届と一致（戸籍名）

契約書（届出書）と一致

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住所（所在地）、氏名（法人名、代表者名）

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

名古屋〇〇 あ 12-34

4 確認申請金額 円

38,500円以内

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）+（b）	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から南知多町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【町選管→候補者→業者→町選管】

(町選管作成)

確認番号 ○○○○○

選挙運動用自動車燃料代確認書

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

○○○○年○月○日

南知多町選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○



記

- 1 ○○○○年○月○日執行 ○○○○選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
名古屋○○ あ 12-34
- 4 確認金額 ○○, ○○○ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、南知多町に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→町選管】

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日（使用の最終日以後の日付）

年 月 日執行
選挙

候補者 戸籍名を記載

いずれかに○

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合 （ハイヤー方式）	② 左に掲げる場合以外 の場合 （レンタル方式）
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約書と一致	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
	年 月 日	円

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が南知多町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、南知多町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、南知多町に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→町選管】

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日（供給の最終日以後の日付）

年 月 日執行
選挙

候補者 戸籍名を記載

選挙運動期間中の
日付を記入

実際の使用料を記載すること
記（業者の請求と内容が一致）

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		(契約書と一致)		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が南知多町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、南知多町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

【候補者→業者→町選管】

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日（雇用の最終日以後の日付）

年 月 日執行

選挙

候補者

戸籍名を記載

選挙運動期間中の
日付を記入

記

運転手の氏名及び住所	住所 氏名	(契約書と一致)
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	} 契約書と一致

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が南知多町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、南知多町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、南知多町に支払を請求することはできません。

【業者→町選管】

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 (選挙期日後の日付)
南 知 多 町 長 殿

代表者印 (個人の場合は個人印)
法人印 (個人の場合は除く。)

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

所在地
法人名 (個人の場合は個人名)
代表者氏名

※契約書で使用した印

記

- 1 請求金額 [] 円 ← 訂正印による訂正不可
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 [] 年 月 日執行 [] 選挙
- 4 候補者の氏名 [] 戸籍名を記載
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通 (当座)	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△△△△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南知多町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【業者→町選管】

(ハイヤー方式)

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
 により選挙運動用自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台= 使用証明書と一致 円	64,500円×1台= 64,500円	(ア), (イ) の円 いずれか少ない金額	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載
 してください。

請求書の請求金額
 と一致

【業者→町選管】

(レンタル方式)

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候補者氏名

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台= 使用証明書と一致 円	16,100円×1台= 16,100円	(ア), (イ) の いずれか少ない金額 円	
年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
年 月 日	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載
 してください。

請求書の請求金額
 と一致

(別紙) その2

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候補者氏名

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア) <i>使用証明書と一致</i>	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		= 円× ℓ 円	/	/	
年 月 日		= 円× ℓ 円			
年 月 日		= 円× ℓ 円			
年 月 日		= 円× ℓ 円			
年 月 日		= 円× ℓ 円			
計		円			円

備考

請求書の請求金額と一致

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候補者氏名

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	使用証明書と一致 円	12,500円	(ア), (イ) の いずれか少ない金額 円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	↓ 円	12,500円	↓ 円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載
してください。

請求書の請求金額
と一致

【（写し）候補者→町選管】



選挙運動用ビラ作成契約書

南知多町選挙候補者**戸籍名を記載**（以下「甲」という。）と**業者名**（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚 ←町長5,000枚、町議1,600枚が公費負担限度枚数
- 2 契約金額 金 円 （公費負担の限度額は1枚7円73銭）
（単価 0.00 円（税込） × 枚）
- 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南知多町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南知多町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法其他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日（契約は告示前でも可能）

甲	候補者	
	住所	候補者届と一致
	氏名	戸籍名を記載 
乙	住所	所在地
	名称	法人の名称（個人の場合は個人名）
	代表者	代表者氏名 

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

【候補者→町選管】（1通で3契約分記載可）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

届出日（契約日ではない）

年 月 日 ←

告示日以降の日付

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行
選挙

候補者 候補者届と一致（戸籍名）

契約書と一致 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	電話	枚	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【候補者→町選管】 ※ビラ作成業者ごとに作成すること

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

届出日（契約日ではない）
告示日以降の日付

年 月 日

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行
選挙

候補者 候補者届と一致（戸籍名）

契約書（届出書）と一致 記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住所（所在地）、氏名（法人名、代表者名）
- 3 確認申請枚数 枚 ←町長5,000枚以内、町議1,600枚以内

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）+（b）	枚	枚
備 考		

備考

町長5,000枚以内、町議1,600枚以内

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から南知多町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【町選管→候補者→業者→町選管】

(町選管作成)

確認番号 ○○○○○

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

○○○○年○月○日

南知多町選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○



記

- 1 ○○○○年○月○日執行 ○○○○選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 確認枚数 ○, ○○○ 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、南知多町に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→町選管】

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日 (契約履行後の日付)

年 月 日執行
選挙

候補者 戸籍名を記載

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	}		
作成枚数		契約書と一致	枚
作成金額			円
備考			

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が南知多町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、南知多町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 枚数 町長選挙 5,000枚
町議会議員選挙 1,600枚
 - (2) 限度額 7円73銭(単価) × 確認された作成枚数 = 限度額

【業者→町選管】

請 求 書 (選挙運動用ビラの作成)

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日 (選挙期日後の日付)
南 知 多 町 長 殿

代表者印 (個人の場合は個人印)
法人印 (個人の場合は除く。)

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

所在地
法人名 (個人の場合は個人名)
代表者氏名

印

※契約書で使用した印

記

- 1 請 求 金 額 円 ← 訂正印による訂正不可
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 年 月 日執行 選挙
- 4 候 補 者 の 氏 名 戸籍名を記載
- 5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通 (当座)	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△△△△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、南知多町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

ビラ作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
0.00円	枚	円	円 7.73	枚	円	円	枚	円	

備考

町長5,000枚以内、町議1,600枚以内

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

AとCのいずれか
少ない額

BとDのいずれか
少ない枚数

請求書の請求金額と一致（作成金額の単価を端数処理している場合は、A×Bの計算どおりとならないことがありますが、請求書の請求金額をそのまま記入してください。

【（写し）候補者→町選管】



選挙運動用ポスター作成契約書

南知多町選挙候補者 **戸籍名を記載**（以下「甲」という。）と **業者名**（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚 ←75枚が公費負担の限度枚数
- 2 契約金額 金 円 （公費負担の限度額は1枚1,222円）
 （単価 0,000 円（税込） × 枚）

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南知多町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南知多町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南知多町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法其他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日（契約は告示前でも可能）

甲	候補者	
	住所	候補者届と一致
	氏名	戸籍名を記載 
乙	住所	所在地
	名称	法人の名称（個人の場合は個人名）
	代表者	代表者氏名 

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

【候補者→町選管】（1通で3契約分記載可）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

届出日（契約日ではない）

年 月 日 ←

告示日以降の日付

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行
選挙

候補者 候補者届と一致（戸籍名）

契約書と一致 記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあつては その代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約 枚 数	作成契約 金 額	1枚当たり の単価	
年 月 日	電話	枚	円	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【候補者→町選管】 ※ポスター作成業者ごとに作成すること

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

届出日（契約日ではない）
告示日以降の日付

年 月 日 ←

南知多町選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日 執行
選挙

候補者 候補者届と一致（戸籍名）

- 契約書（届出書）と一致 記
- 1 契約年月日 年 月 日
 - 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
住所（所在地）、氏名（法人名、代表者名）
 - 3 確認申請枚数 75枚以内 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	枚	枚
今回の枚数（b）	枚	枚
枚数計（a）+（b）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から南知多町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

【町選管→候補者→業者→町選管】

(町選管作成)

確認番号 ○○○○○

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

○○○○年○月○日

南知多町選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○



記

- 1 ○○○○年○月○日執行 ○○○○選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 確認枚数 ○○ 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、南知多町に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→町選管】

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日 (契約履行後の日付)

年 月 日執行
選挙

候補者 戸籍名を記載

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	} 契約書と一致	枚
作成枚数		
作成金額		
当該選挙区（当該選挙が行われる 区域）におけるポスター掲示場数		

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が南知多町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、南知多町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

51,000円 + 541円31銭 × ポスター掲示場数

= 単価 … 1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

1,222円

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

91,650円

(別紙)

請 求 内 訳 書

ポスター作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致

候補者氏名

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				1,222		91,650				

備考

75枚以内

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- C欄には、次により算出した額を記載してください。

$$51,000円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}$$

・・・1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

AとCのいずれか
少ない額

BとDのいずれか
少ない枚数

- D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

請求書の請求金額と一致（作成金額の単価を端数処理している場合は、A×Bの計算どおりと
ならないことがありますが、請求書の請求金額
をそのまま記入してください。

選挙公営制度 Q & A

南知多町選挙管理委員会

このQ&Aは、南知多町長選挙及び南知多町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担（選挙公営）制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙、参議院議員選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

選挙公営に関するQ&A

○ 目 次

【1 共通】

- 1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思います ……48
が、問題がありますか。
- 2 選挙公営制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負 ……48
担してもらえる制度ですか。
- 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理 ……48
委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。
- 4 町に提出した選挙公営の関係書類は、情報公開の対象とな ……48
るのですか。
- 5 選挙公営に関する届出書類に誤りがあることが分かった場 ……48
合はどうすればよいですか。

【2 自動車の借入れ】

- 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。 ……49
- 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。こ ……49
の場合、2台とも公費負担の対象になりますか。
- 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借り ……49
る予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。
- 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り ……49
付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約し
た場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。
- 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含 ……49
めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。
- 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借 ……50

入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

- 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。 ……50
- 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。 ……50
- 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。 ……50
- 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。 ……51
- 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。 ……51

【3 燃料の供給】

- 1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象になりますか。 ……51
- 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。 ……51
- 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。 ……51
- 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。 ……52

【4 運転手の雇用】

- 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。 ……52
- 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対

象になりますか。

- 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。 ……52
- 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。 ……52
- 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。 ……53
- 6 選挙運動用自動車の運転手が候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。 ……53

【5 選挙運動用ビラの作成】

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。 ……53
- 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。 ……53
- 3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。 ……53
- 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 ……54
- 5 ビラ作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 ……54

【6 選挙運動用ポスターの作成】

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。 ……54
- 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか。 ……54
- 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象になりますか。 ……54
- 4 選挙運動用ポスターと選挙運動期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 ……55

- 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で ……55
算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。
- 6 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。 ……55

【7 選挙運動用葉書の交付・郵送】

- 1 選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点は ……55
ありますか。
- 2 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いが、可能ですか。 ……56
- 3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。 ……56

選挙公営に関するQ&A

【1 共通】

Q1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 選挙公営制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 選挙公営制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

なお、供託金が没収された場合は、公費負担はありません。

Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q4 町に提出した選挙公営の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

Q5 選挙公営に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

A 届出書類に誤りがある場合は、直ちにその旨を町選管に届け出る必要があります。

【2 自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。
車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。
契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※ 無投票の場合、立候補届出日の1日分が公費負担の対象となります。

Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約に当たっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行

っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

- A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
- ※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請に当たって注意すべき点を教えてください。

- A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象になりますか。

- A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

- A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

- A 請求できます。
- ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【4 運転手の雇用】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

Q6 選挙運動用自動車の運転手が候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- ・枚 数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内
 - ・種類…2 種類以内
 - ・規格…長さ 29.7 c m × 幅 21 c m (A 4 判) 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか。

- A 次の場所において頒布することができます。
- ・新聞折込みによる頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5 ビラ作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象になりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q4 選挙運動用ポスターと選挙運動期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

Q6 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか。

A ポスター作成枚数については、法令上の制限はありません。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数には上限枚数が定められています。

【7 選挙運動用葉書の交付・郵送】

Q1 選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点がありますか。

A 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合は2,500枚まで、町議会議員選挙の場合は800枚までと定められています。通常葉書の交付は、常滑郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書（私製を含む）に常滑郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書 差出票」を添えて常滑郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

Q2 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか。

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q3 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか。

A 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。町の選挙においては、公費負担の対象外です。